

福島森林・林業の再生のための関係省庁プロジェクトチームについて

1 経緯

避難指示解除準備区域・居住制限区域については、遅くとも平成 29 年 3 月までに避難指示を解除し、住民の方々の帰還を可能にしていけるよう、政府一丸となった取組が必要。昨年 12 月 21 日の環境省の環境回復検討会で示された「森林における放射性物質対策の方向性について」に対し、福島県等から、森林・林業の再生について様々なご要望をいただいているところ。

このような状況を踏まえ、「除染・復興加速のためのタスクフォース」のもと、福島森林・林業の再生を加速させるべく関係省庁が総合的な取組を検討する場として当該プロジェクトチームを開催するもの。

2 概要

○復興大臣、農林水産大臣、環境大臣*の下、関係省庁（復興庁、林野庁、環境省、原子力被災者生活支援チーム）の局長級を招集。

* 必要に応じて副大臣も出席

○検討結果を、三省庁連名の取組として公表。

3 進め方

○第 1 回目 平成 28 年 2 月 5 日

福島県等の要望を踏まえた今後の方向性を議論。

○第 2 回目 平成 28 年 3 月（予定）

森林・林業の再生に関する取組の取りまとめ、公表。